

違法な監視カメラの利用に抗議する会長声明

本年7月10日に投開票された参院選の公示前後に、大分県別府警察署が、大分県別府市にある野党の支援団体（労働組合である連合大分など）が入る私有地である建物敷地内に無断でカメラを設置し、施設に出入りする不特定多数の者を撮影し続けていたことが明らかになった。

そもそも、今回のような、私有地に無断で立入って監視カメラを設置するという捜査方法は、建造物侵入罪に該当する犯罪行為であって、厳しく非難されるべきである。

また、建物入居者である団体の性質上、労働相談に訪れる一般市民も撮影の対象となり、プライバシー権を著しく侵害するのみならず、参院選の公示前後という監視の時期からすれば、政治活動の自由、集会・結社の自由など民主主義社会の根幹ともいえる自由が、監視の対象となることによって萎縮し、制限されるという深刻な事態を招くという点でも手段の相当性を著しく欠くものである。

さらに、本件事情のもとでは、監視カメラを設置する必要性や緊急性が全く存在しない。

この点、日弁連が2012年1月19日に指摘したとおり、公共の場であっても、監視カメラの設置は、法律を制定した上、犯罪多発地帯であるなどの厳格な要件の下でしか許されるべきではない。特に、捜査機関による無差別撮影型の監視カメラの設置は、令状による事前規制により、法律に従った運用が求められる（強制処分法定主義、刑事訴訟法197条1項但書）。

また、法律によらない監視カメラの利用が許される場合は、重大犯罪の嫌疑が濃厚な被疑者の人定に必要な限度で、公共の場所等で個別に撮影する場合（最高裁平成20年4月15日判決）、現行犯の状況がある場合（最高裁昭和44年12月24日判決）などの例外的場合に限定される。

ことに、宗教施設や政治団体の施設など、その場に入出入りするということ自体が個人の思想・信条の自由を推知させるような施設に向けた無差別撮影は、カメラが公共の場に設置されていたとしても原則的に違法である。このことは、撮影を前提とせず単なるモニタリング（目視による監視）目的で設置されただけの大分県警の監視カメラの撤去を命じた西成判決（大阪地裁 平成6年4月27日判決、最高裁で確定）からも明らかである。

そして、本件で設置された監視カメラは、夜間でも人の顔を識別しうる機能を持ち、撮影された映像はSDカードに記録されていた。継続的・網羅的な監視と評価される撮影であり、施設に出入りする者の情報を網羅的に取得し、蓄積し、利用しうる状態であった。本件における権利侵害の程度は上記判例の事案より一層深刻であり、強く非難されるべきである。

以上により、今回の監視カメラ設置は、明らかな違法捜査であり、今後二度とこのような捜査方法がとられてはならない。

本件の発生後、警察庁は、本年8月26日に、監視カメラを用いた捜査自体は、任意捜査として、必要な範囲において、相当な方法であれば許されるという内容の「捜査用カメラの適正な使用の徹底について」と題する通達を発出した。

しかし、捜査機関の内部統制によって、必要性、相当性の判断が適正になされることは到底期待できるものではない。なぜなら、本件には相当な経験のある捜査官が関与していたものであり、これら捜査官は、通達の述べるような必要性・相当性の要件について本件発生前に認識がなかったとは考えられないところ、現に本件のような違法な捜査は実施されているからである。

本件は、監視カメラを用いた捜査に主権者である国民の代表者からなる国会による立法による規律が不可欠であり、かつ、公正中立な第三者である裁判所の令状なしに運用されることが許されないことを示している。監視カメラを設置するという捜査方法は、捜査機関にとっては人的な負担を伴うことなく大量の情報を蓄積・利用できる方法であるがゆえに、安易に利用されるおそれがある一方、プライバシー侵害のみならず、撮影対象や期間によっては、政治活動の自由や集会・結社の自由といった民主主義の根幹となる権利を侵害する危険が生じる。

当会は、今回の違法捜査に対し、厳重に抗議するとともに、今後、このような事件が二度と発生しないよう、捜査機関による監視カメラの設置・運用について立法措置を講じるよう求める。

2016年（平成28年）10月26日

福岡県弁護士会
会長 原 田 直 子